

各

都道府県
市
特別区

 水道行政担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局環境管理課長
(公 印 省 略)

水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等における
留意事項について

「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」（令和 7 年環境省令第 19 号）及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和 7 年環境省令第 20 号。以下「改正省令」という。）の公布並びに水質管理目標設定項目の一部改正については、「水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）」（令和 7 年 6 月 30 日付け環水大管発第 2506301 号）にて環境省水・大気環境局長より通知されたところである。

これらの改正を踏まえ、下記のとおり、施行に当たっての留意事項を取りまとめるとともに、関係通知について必要な改正を行うこととしたので、御了知の上、貴管下水道事業者等に対する周知指導方よろしく御配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であること並びに国土交通大臣認可の水道事業者等、国設置専用水道の設置者及び登録水質検査機関には別途通知していることを申し添える。

記

第 1 水質基準に関する省令及び水道法施行規則の一部改正に係る留意事項

1. 改正の趣旨

ペルフルオロオクタンスルホン酸（P F O S）及びペルフルオロオクタン酸（P F O A）については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価として、耐容一日摂取量を 20ng/kg 体重/日とされたことを踏まえて、令和 7 年 5 月 8 日に中央環境審議会の答申を得て、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）について、所要の改正を行った。また、本改正に伴い、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）に規定する検査回数等についても、所要の改正を行った。

なお、水質基準等の改正に係る検討経緯の詳細については、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会水道水質・衛生管理小委員会（第 1 回及び第 2 回）の関係資料等を環境省のウェブページに掲載しているので、参照されたい。

2. 改正内容

（1）水質基準に関する省令の一部を改正する省令

ペルフルオロ（オクタンー1－スルホン酸）（別名 P F O S）及びペルフルオロオクタン酸

(別名 P F O A) (以下「P F O S 及び P F O A」という。)の水質基準「0.00005mg/L*以下であること。」を新たに設定することとした。(※0.00005mg/L = 50ng/L)

(2) 水道法施行規則の一部を改正する省令

P F O S 及び P F O A の検査の回数は、おおむね 3 か月に 1 回以上を基本とする。ただし、簡易水道事業、水道用水供給事業より全量受水を行っている水道事業及び専用水道においては、新たに以下のとおりとする。

- ・簡易水道事業においては、施行以前に行われた検査結果から P F O S 及び P F O A が検出されるおそれが少ない場合、検査回数をおおむね 6 か月に 1 回以上に軽減できることとする。また、検査結果に加え、原水並びに水源及びその周辺の状況等から検出されるおそれが更に少ない場合には、検査回数をおおむね 1 年に 1 回以上に軽減できることとする。
- ・水道用水供給事業より全量受水を行っている水道事業においては、受水元である水道用水供給事業における検査結果が基準値の 5 分の 1 (10 ng/L) 以下であり、かつ、自ら検査を行った結果、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが確認できた場合は、自らが実施する検査を省略することができることとする。
- ・専用水道の場合は、同様の考えを用いることができることとする。

3. 留意事項

- (1) 改正省令附則第 2 項に関して、施行日前に実施した P F O S 及び P F O A の「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号)によって行う検査に相当する検査として、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号)別添 4 により実施されたもののほか、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」(平成 24 年 9 月 6 日付け健水発 0906 第 1 号別添、最終改正：平成 29 年 10 月 18 日)に従った評価をして目標に適合したものを認める。
- (2) 改正省令による改正後の水道法施行規則(以下「新規則」という。)第 15 条第 1 項第 2 号の検査に供する水の採取場所たる給水栓の選定に当たっては、原則として配水系統ごとに 1 地点以上選定するが、同条第 1 項第 3 号ニ(2)・(3)・(4)の判断に限り、この省令の「施行日前に実施した」検査の結果として、水道施設内で濃度が上昇しないと考えられる場合には、原水の結果を含めることができる。
- (3) 簡易水道事業及び専用水道において、施行以前の検査を実施していない場合には、令和 8 年度の P F O S 及び P F O A の検査頻度を「おおむね 3 か月に 1 回以上」とする。ただし、新規則第 15 条第 1 項第 4 号ロの適用を受ける場合はその限りではない。
- (4) 簡易水道事業及び専用水道において、施行以前に検査を実施し、水質基準の 5 分の 1 を超過した結果がある場合には、令和 8 年度の P F O S 及び P F O A の検査頻度を「おおむね 3 か月に 1 回以上」とする。ただし、超過を確認した以降、施行日前までに水質基準の 5 分の 1 を超過しないことを確認した場合はその限りではない。
- (5) 簡易水道事業及び専用水道において、過去 3 年間の検査結果がすべて水質基準の 5 分の 1 以下である場合は、新規則第 15 条第 1 項第 3 号ニ(3)に規定する「当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合」に該当するものとする。
- (6) 簡易水道事業及び専用水道において、令和 5 年度以降の各年度において 1 回以上検査を実施し、水質基準の 10 分の 1 以下であることを確認した場合は、検査を実施した年度を新規則第 15 条第 1 項第 3 号ニ(4)の「過去 3 年間」に含めることができる。
- (7) 新規則第 15 条第 1 項第 4 号ロによる水道用水供給事業者から供給を受ける水のみを水源とする水道事業及び専用水道(新規則第 54 条の準用規定により第 15 条第 1 項を準用)における省略規定の適用に当たって、「送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないこと」の判断は、過去 3 年以内の同一年度を実施した水道用水供給事業者等の検査結果と供給を受ける水道事業者及び専用水道の設置者が自ら実施した検査結果を比較し行うこと。
- (8) 新規則第 15 条第 1 項第 4 号ロの「当該水道用水供給事業者の検査の結果」の判断に当た

って、複数の水道用水供給事業者から受水する場合は、いずれの検査結果においても水質基準の5分の1以下であること。

第2 関係通知の改正

1. 厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号）の一部改正について

本文及び別添を別紙1新旧対照表のとおり改正すること。

2. 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」（平成4年12月21日付け衛水第270号）の一部改正について

本文及び別表第4を別紙2新旧対照表のとおり改正すること。

3. 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長通知「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」（平成28年3月31日付け生食水発0331第2号から第4号まで）の一部改正について

第1を別紙3新旧対照表のとおり改正すること。

第3 適用期日

第2の2の改正事項については、令和7年6月30日から適用されること。ただし、既に策定されている令和7年度の水質監視に係る計画の変更を求めるものではない。

第2の1及び3の改正事項については、令和8年4月1日から適用されること。